

検証チェックシート（案）

自治基本条例の第4章と第5章を抜粋し、案として作成したものです。

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
第4章 行政（第8条―第14条）									
	(行政の責務)	8	1		行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念のつと、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。	・第5次総合振興計画を「参画と協働」、「自助・共助・公助」をキーワードに策定	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	8条関係 ・市の基本方針を定めた総合振興計画の進捗について、市民が分かりにくい。	8条関係 ・行政評価の方法を確立し、市民に分かりやすく公表する。
	(市長の責務)	9	1		行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。	・市長施政方針の公表（広報しらおか4月号） ・決算報告（広報しらおか10月号） ・第2次改革推進プログラムの策定、進捗管理、市民会議の開催	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	9条関係 ・第2次改革推進プログラムの取組について、分かりやすく市民に周知する必要がある。	9条関係 ・ホームページ及び広報紙を有効活用して、取組の周知を図る。
	(職員の責務)	10			行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。	・階層、担当事務に応じた適切な研修を実施するための実施計画の作成	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	11条関係 ・時機に応じて、組織の見直しをしているが、より、市民に分かりやすい名称にするなど工夫が必要である。	11条関係 ・引き続き、時機に応じて組織の見直しを図るとともに、市民に分かりやすい組織となるように努める。
	(行政組織)	11			職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。	組織再編 ・H24.4:市制施行に向けた部の設置 ・H25.4:街づくり課及び市街地整備課の再編、公共交通準備室及び生涯学習施設準備室の設置 ・H26.4:上下水道部の設置、企画政策課の名称変更、地域振興課及び農政課の再編等	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	12条関係 ・総合的な危機管理を考えると、例えば、地震などの災害に本市と同時に罹災する可能性が低い、地理的に離れた自治体等との連携が必要ではないか。	12条関係 ・友好都市や姉妹都市を検討していく中で、防災協定についても検討する。
	(危機管理体制)	12			行政は、災害等の緊急事態から市民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。	・H25.3地域防災計画の策定、白岡市防災会議、地域防災計画審議会の開催 ・自主防災組織の設立、育成に対する支援の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	(国及び他の地方公共団体との連携等)	13			行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。	・東部中央都市連絡協議会、田園都市づくり協議会における公共施設の相互利用	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	(行政手続)	14			行政は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。	・行政手続条例により明文化している。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
第5章 参画及び協働（第15条）									
	(参画及び協働)	15	1		市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。	・住民投票条例及び市民参画条例を施行した。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	・審議会等において、公募又は傍聴できると考えられるもので、実施していないものが存在する。	・市役所内部での参画手続や協働についての啓発を図り、市民の参画機会を増加させる。
		2		行政は、まちづくりに関する市民の提案等の把握に努めるとともに、市民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。					
		3		行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、市民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。					
		4		行政は、市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努めるものとする。					
		5		前項に規定する市民の参画に関し必要な事項は、別に条例で定める。					